



三重県公報

平成30年8月24日（金）

第 3034 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
541	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
542	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	(同)	2
543	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(同)	2
544	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	(同)	2
545	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	3
546	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(同)	3
547	漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意	(漁 業 環 境 課)	4
548	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	4
549	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	4
550	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	5
551	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下 水 道 課)	5
552	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建 築 開 発 課)	6
公 告			
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	6
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	7
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(病 院 事 業 庁)	7

告 示

三重県告示第 541 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービ ス）の種 類
フラワー薬局 島ヶ原店	伊賀市島ヶ原 5846	株式会社メディカ ルー光	津市西丸之内 36 番 25 号	平成 30 年 7 月 1 日	居宅療養管理 指導
フラワー薬局 島ヶ原店	伊賀市島ヶ原 5846	株式会社メディカ ルー光	津市西丸之内 36 番 25 号	平成 30 年 7 月 1 日	介護予防居宅 療養管理指導

三重県告示第 542 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指 定 介 護 機 関 の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	事業（サービ ス）の種 類	廃 止 年 月 日
ヘルシーメルシー	鈴鹿市西条三丁目 3 番 13 号	株式会社ステップ UP	鈴鹿市竹野一丁目 19 番 5 号	地域密着型通 所介護	平成 30 年 7 月 31 日
ヘルシーメルシー	鈴鹿市西条三丁目 3 番 13 号	株式会社ステップ UP	鈴鹿市竹野一丁目 19 番 5 号	通所型サービ ス（独自）	平成 30 年 7 月 31 日
スギ薬局 四日市泊 店	四日市市泊小柳町 4- 5	株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安 城町一丁目 8 番地 4	居宅療養管理 指導	平成 30 年 2 月 28 日
スギ薬局 四日市泊 店	四日市市泊小柳町 4- 5	株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安 城町一丁目 8 番地 4	介護予防居宅 療養管理指導	平成 30 年 2 月 28 日

三重県告示第 543 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービ ス）の種 類
フラワー薬局 島ヶ原店	伊賀市島ヶ原 5846	株式会社メディカ ルー光	津市西丸之内 36 番 25 号	平成 30 年 7 月 1 日	居宅療養管理 指導
フラワー薬局 島ヶ原店	伊賀市島ヶ原 5846	株式会社メディカ ルー光	津市西丸之内 36 番 25 号	平成 30 年 7 月 1 日	介護予防居宅 療養管理指導

三重県告示第 544 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

平成 30 年 7 月 24 日

三重県告示第 547 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 30 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

香良洲加入区

三重県告示第 548 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 湯の山温泉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字菰野字青瀧北岨 8496 番 10 地先 から	旧	12.00	4.30
三重郡菰野町大字菰野字青瀧北岨 8496 番 9 地先 まで	新	12.00	4.30

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿宮妻峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市石薬師町字切堤 2430 番 4 地先 から	旧	8.75～29.00	115.56
鈴鹿市石薬師町字法正坊 2418 番 2 地先 まで	新	9.78～30.90	115.56

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 津久居線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市久居北口町字洗ヶ瀬 901 番 3 地先 から	旧	6.00	93.00
津市久居北口町字洗ヶ瀬 895 番 2 地先 まで	新	6.80～36.20	93.00

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 瑞巖寺庭園線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市岩内町字御所ノ谷 705 番 1 地先 から	新	2.80～4.50	145.40
松阪市岩内町字向山 701 番 4 地先 まで			

三重県告示第 549 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 306号	三重郡菟野町大字潤田字春日 2154 番 2 地先 から 三重郡菟野町大字千草字上岡 7438 番地先 まで	平成 30 年 9 月 3 日
県道 四日市菟野大安線	三重郡菟野町大字大強原字柳ヶ坪 3189 番 3 地先 から 三重郡菟野町大字大強原字柳ヶ坪 3241 番地先 まで	平成 30 年 9 月 1 日
県道 湯の山温泉線	三重郡菟野町大字菟野字小路谷 8497 番 14 地先 から 三重郡菟野町大字菟野字青瀧北岨 8496 番 8 地先 まで	平成 30 年 8 月 24 日 正午
県道 千草赤水線	三重郡菟野町大字千草字下岡 7505 番 2 地先 から 三重郡菟野町大字下村字三反田 2294 番 1 地先 まで	平成 30 年 9 月 1 日
県道 津久居線	津市久居藤ヶ丘町字藤ヶ丘 2656 番 145 地先 から 津市久居北口町字壺丁田 2659 番 2 地先 まで	平成 30 年 8 月 27 日
県道 津久居線	津市久居北口町字洗ヶ瀬 901 番 3 地先 から 津市久居北口町字洗ヶ瀬 895 番 2 地先 まで	平成 30 年 8 月 31 日
県道 瑞巖寺庭園線	松阪市岩内町字御所ノ谷 705 番 1 地先 から 松阪市岩内町字向山 701 番 4 地先 まで	平成 30 年 8 月 24 日

三重県告示第 550 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県松阪建設事務所及び多気町役場に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

平成 30 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

入ヶ野 1-1 地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

多気郡多気町片野

3 区域の土地の表示

多気郡多気町片野字入ヶ野 2079 番 1 の一部、2079 番 2 の全部、2080 番 1 の一部、2080 番 2 の全部、2080 番 3 の全部、2080 番 4 の全部及び 2195 番の一部の土地並びに字ニコ谷 2194 番の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

第 2

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

前村 I-1 地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

多気郡多気町前村

3 区域の土地の表示

多気郡多気町前村字堂谷 90 番 1 の一部及び 92 番の一部の土地、字上山 93 番 1 の一部の土地並びに字川辺 71 番の一部及び 73 番の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

三重県告示第 551 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 30 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施行者の名称

御浜町

2 都市計画事業の種類及び名称

御浜都市計画下水道事業

御浜町特定環境保全公共下水道

3 事業施行期間

平成 7 年 9 月 22 日から平成 37 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 7 年三重県告示第 466 号、平成 9 年三重県告示第 974 号、平成 12 年三重県告示第 57 号、平成 17 年三重県告示第 118 号の事業地を削除し、大字下市木字萩内並びに大字阿田和字平見、字先萩内、字萩内、字垣ノ内、字空地、字石谷、字松原、字水ノ元、字谷、字岡、字立石、字貫木、字和田、字岡崎、字北畑、字広田、字はげこ、字端地、字堀口、字奥地、字中ノ町、字芝地、字神明、字前田、字町塚ノ元、字黒ヶ崎、字下田、字本城、字尾中、字上地、字羽様、字小藪、字寺前、字寺下、字馬ノ頭、字向イ地、字泉福寺及び字高更を加える。

三重県告示第 552 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」といいます。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を次のとおり変更しましたので、同法第 77 条の 35 の 8 第 4 項の規定により公示します。

平成 30 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称等

(1) 名称

ビューローベリタスジャパン株式会社

(2) 住所

神奈川県横浜市中区山下町 22 番地

(3) 業務区域

三重県全域

2 変更内容

業務を 行 務 所 の 所 在 地		行 わ せ る こ と と し た 判 定 の 業 務
変更前	変更後	
東京都千代田区 神田駿河台二丁目 8 番 神奈川県横浜市 西区高島二丁目 19 番 12 号	東京都千代田区 神田駿河台四丁目 3 番 神奈川県横浜市 西区高島二丁目 19 番 12 号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（ビューローベリタスジャパン株式会社の構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 2 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物

3 変更年月日

平成 30 年 9 月 3 日

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

平成 30 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中村 高之	津市白山町二本木 3507-6	津市白山町二本木か茂垣内 5048 ほか 5 筆
有限会社 玉善	松阪市嬉野黒野町 1878-1	松阪市嬉野黒野町字末広 567-1 ほか 6 筆
農事組合法人 三重伊賀里山整備活用組合	名張市青蓮寺 2771-2	名張市赤目町柏原 1412 ほか 1 筆
濱口 芳彦	南牟婁郡御浜町志原 1845-11	南牟婁郡御浜町阿田和井戸 5783-10
井賀 淳也	南牟婁郡紀宝町井田 1999-36	南牟婁郡紀宝町大里五反田 3850 ほか 5 筆

- 2 農用地利用配分計画の認可日
平成 30 年 8 月 24 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 30 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 30 年 8 月 2 日	三重郡川越町大字当新田字福崎 261 ほか 2 筆ほか	三重郡川越町大字当新田 362-1 株式会社ライフワン 代表取締役 野 呂 勇 滋
平成 30 年 8 月 6 日	松阪市山室町字井丸 2106-1 の一部ほか 3 筆	松阪市内五曲町 45-7 株式会社三重創建 代表取締役 岩 井 健 次
平成 30 年 8 月 6 日	三重郡川越町大字亀須新田字百坪 178-1	愛知県名古屋市長区鶴が沢 3 丁目 713 小 畑 泰 洋
平成 30 年 8 月 6 日	三重郡菰野町大字千草字柳原 2984-3 ほか 3 筆	三重郡菰野町大字菰野 1952 大生ハイツ 1A 徳 永 拓 也 徳 永 美 恵
平成 30 年 8 月 8 日	度会郡玉城町長更字竹田 334-1 ほか 1 筆	松阪市射和町 430 イズミ商事有限会社 代表取締役 林 大 志
平成 30 年 8 月 9 日	三重郡川越町大字当新田字下之割 334	愛知県一宮市東出町 7-1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江 崧 光 彦
平成 30 年 8 月 10 日	員弁郡東員町大字大木字南條屋敷 631-1 ほか 12 筆	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林 金 也

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 30 年 8 月 24 日

三重県病院事業庁長 長 谷 川 耕 一

- 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
マンモグラフィ撮影装置一式の購入

- (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県病院事業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

- (3) 納入期限

平成 31 年 1 月 31 日（木）

- (4) 納入場所
三重県立志摩病院（三重県志摩市阿児町鶴方 1257）
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 該当の案件を履行するにあたり、高度管理医療機器等販売業の許可を有している者であること。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成 30 年 9 月 21 日（金）12 時 00 分までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5 (1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。
なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
 - (1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
 - (4) 過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
 - (5) 高度管理医療機器等販売業の許可証の写し
- 5 入札手続等に関する事項
 - (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県病院事業庁県立病院課企画・財務班 担当 坂崎
電話 059-224-2350 ファクシミリ 059-224-2349
 - (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成30年10月10日（水）10時00分まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成30年9月28日（金）17時00分までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成30年10月10日（水）10時00分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成30年10月10日（水）10時00分

なお、入札書は平成30年10月1日（月）から同月10日（水）10時00分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

宛先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県病院事業庁県立病院課企画・財務班

案件名 マンモグラフィ撮影装置一式の購入入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成30年10月10日（水）10時10分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県病院事業庁県立病院課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号。以下「規程」といいます。）第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第135条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であって、規程第125条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第131条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

One Mammography Machine and Related Accessories

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Wednesday, October 10, 2018.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, October 1, 2018 and 10:00 A.M. Wednesday, October 10, 2018.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:10 A.M. on Wednesday, October 10, 2018.

(4) Managing Authority :

Prefectural Hospital Division, Mie Prefectural Hospital Agency

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2350 (Japanese only)

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
